

第2章 練馬区が取り組む小中一貫教育

① 小中一貫教育の必要性

(1) 小中一貫教育の定義

「基本方針」における「小中一貫教育」の定義は、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒の育成をめざして、「小中の連続性ある教育活動の充実」を図るため「義務教育の小中学校9年間を一貫した教育課程と学校環境のもとで実施するもの」とし、児童・生徒が学校生活を共にすることを想定しています。しかしながら、小中学校の校舎が一体であることを前提とした「一貫した学校環境」でなくても、9年間を見通した、一貫性のある教育課程のもとで「小中の連続性ある教育活動の充実」を図ることは可能であり、必要であると考えています。

小中一貫教育の全域実施を進めている先行自治体では、小中学校の施設が離れていても、小中学校9年間の教育課程に一貫性をもたせることを「小中一貫教育」と呼んでいます。そこで本答申では、施設が離れている小中学校が連携・協力して「義務教育9年間を見通した教育課程のもとで実施する教育活動」についても「小中一貫教育」と定義します。

(2) 国の動き

義務教育9年間の連続性等については、いわゆる46答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）」（昭和46年6月）においても、「学校体系について指摘されている問題の的確な解決をはかる方法を究明し、漸進的な学制改革を推進するためには、先導的な試行に着手する必要がある。」として提言された経緯があります。そこでは小学校と中学校のくぎり方を変えることによって、各学校段階の教育を効果的に行うことの必要性が指摘されています。

これまで文部科学省の中央教育審議会、初等中等教育審議会においても、小中一貫教育について、「小中一貫教育のこれまでの取組の現状と成果」「小中一貫教育校制度の基本的な方向性」など様々な検討が行われてきました。とりわけ、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」では、義務教育に関する制度の見直しとして、設置者の判断で義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化、学校種間の連携・接続を改善するための仕組みについて検討する必要があることが指摘されています。

また、新学習指導要領第1章 総則 第4の2において、教育課程実施上の配慮事項に、家庭や地域社会との連携を深めることや、学校相互の連携や交流を図ることが示されました。学校間の連携として、互いの学力観や指導観、児童・生徒観について理解を深めるこ

とは、広い視野に立って教育活動の改善充実を図っていく上で極めて有意義であり、児童・生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合って推進することで学力向上や児童・生徒の健全育成に向けて新たな発想や取組が期待されています。

平成 20 年 7 月に閣議決定された国の教育振興基本計画では、小中一貫教育など学校段階間の円滑な連携・接続等のための取組について検討することが求められています。さらに、全国の先行事例における成果と課題を踏まえ、平成 23 年 10 月から、中央教育審議会の初等中等教育分科会の作業部会において、小中学校間の連携強化や小中一貫教育の制度化に向けての検討が始まっています。

(3) 児童・生徒および教員の状況

平成 19 年 4 月から 9 月にかけて、練馬区教育委員会で児童・生徒の身体の成長の変化、学力向上の課題、不登校などについて協議し、次のような状況や課題を確認しました。

ア 児童・生徒の心理的・身体的成長が早まり、小学校 5 年生ごろに思春期特有の著しい心身の変化が見られるようになった。

イ 小学校から中学校へ進学すると、学習内容が高度になるだけでなく、学級担任から教科担任へと指導体制が変わるため、新しい環境への円滑な移行が困難となっている。

ウ 小学校と中学校との環境の大きな変化が原因となり、学校生活に不適応を起し、不登校や問題行動など生活指導上の課題のある児童・生徒が増える傾向にある。

エ 小学校の教員と中学校の教員との間では、児童・生徒の成長・発達に対する理解や指導の面で、意識や価値観に違いがある。

こうした状況を踏まえて、児童・生徒の発達段階に応じた指導や、小中学校の教員の相互理解、小中学校間の円滑な接続を進めていくことが必要であると考えました。

(4) 中学校区内の小中学校における取組

練馬区では、年に一度、中学校区ごとに小中学校教員が参集し、小中学校の連携を図る中学校区別協議会を以下の目的で開催しています。

ア 学校、家庭および地域社会の役割を認識し、小学校と中学校の関連において学校教育の在り方等について検討する。

イ 児童・生徒を心身ともに健やかに育てるために、小学校と中学校の教育実践を交流し協同の取組を行って教育活動の充実を図る。

内容については、中学校区内の生活指導上の課題や児童・生徒の指導法についての情報交換、指導の方法や在り方（授業、クラブ活動、行事等の公開）についての協議、小中学校間の具体的な協力・連携の在り方についての協議などを行っています。

こうした協議を踏まえて、中学校での小学生の部活動体験や生徒会による中学校紹介な

どの交流活動が行われています。

(5) これまでの小中連携の成果

練馬区では、平成 14 年度以降、小中学校で一貫した教育課程の編成や、基礎的・基本的な学力の定着をめざした教科指導、中学生による小学生への学習支援など、学ぶ意欲を高める教育活動の工夫、学力向上に向けた授業改善などの研究が行われてきました。こうした取組により、「基本方針」では、次のような成果が得られたとしています。

- ア 小中連携の視点を重視した授業を実践することにより、中学生の学習意欲が高まり、学力向上が図られた。
- イ 小学生が中学校の様子を理解することができ、中学校進学への不安が取り除かれ、その結果、不登校生徒数が減少した。
- ウ 中学生が小学生の学習に対して指導・相談・助言などで交流をもつことにより、中学生に優しさやいたわりの心がはぐくまれ、落ち着きや自信を見せるようになった。
- エ 小中学校における指導方法の違いや児童・生徒の成長・発達の違いについて理解が深まり、小中学校の教員の相互理解が進んだ。
- オ 教員、児童・生徒が、地域と共に歩む小中学校の一員であることを自覚し、地域社会に対する意識が高まった。

これは、組織的・計画的な方針・取組のもと、小中学校全体で実践したこと、教科指導における連携にも踏み込んだことにより得られた成果であると考えられます。

(6) 小中一貫教育校 大泉桜学園における取組

平成 23 年 4 月に開校した小中一貫教育校「大泉桜学園」では、小中学校 9 年間にわたる一貫した教育課程のもとでの教育活動が始まりました。2 年間の準備期間を経て、小中学校がひとつの教育課程のもと、施設が一体であることを生かして開校以来様々な教育活動に取り組んでいます。

大泉桜学園では、1 年生と 7 年生合同の入学式、異年齢集団活動として 1 年生から 4 年生までの「たてわり遠足」、5 年生から 9 年生までの飯ごう炊さんなど、小中一貫教育校ならではの教育活動を積極的に取り入れています。また、5・6 年生は 7～9 年生（中学生）と同じ校舎で生活して 50 分授業を受け、部活動に参加したり、児童会と生徒会をひとつの組織として活動したりするなど、5 年生から 7 年生までの接続期を重視した取組も行われています。小中学校のそれぞれにあった職員室も一つとなり、小学校籍の教員が部活動を指導するなどの取組も進んでいます。

こうした取組のなかで、東校舎（1～4 年生の校舎）の最上級生となった 4 年生に落ち着きと責任感が増し、5・6 年生は挨拶や服装などの規律が高まったり、定期考査を受

けて学習面で刺激を受けたりなど変化が見られています。また、1年生から9年生までが同じ環境の中で生活し、積極的に異年齢集団活動を取り入れることで、低学年が上級生にあこがれ、9年生が最高学年として下級生の面倒を見るようになるなどの成果が報告されています。

(7) 小中学校の連携強化と小中一貫教育研究の開始

「基本方針」では、小中一貫教育校の成果を基に、学校と地域社会の状況や実情に応じて、小中学校の教員を対象とした合同研修会や教員の交流、指導の重点の共有、時間割編成の工夫、小中合同の教育活動や保護者の交流活動などを実践することにより、小中連携を更に充実させるとしています。

そこで、施設が離れた小中学校における連携強化の観点から、10グループ22校の小中学校が小中一貫・連携教育研究グループ（以下、「研究グループ」という）に指定されました。それぞれの研究グループでは、研究推進組織を立ち上げ、施設が離れているために児童・生徒、教員の交流活動が容易にできないことから、共通の指導観や指導方法等によって、9年間を見通した教育課程のもとでの教育活動を充実させるための研究を開始しました（巻末資料1に研究内容一覧）。

これまで、各小中学校で実施されてきた小中連携は、中学校区内の小中学校が、学校行事や生徒会活動等における児童・生徒の交流、部活動体験、中学校の授業体験（中学校教員による出前授業も含む）等によるものが中心でした。

平成21年に大泉学園桜小学校、大泉学園緑小学校、大泉学園桜中学校で実施した中学校への進学意識調査（巻末資料2参照）では、中学校進学当時「勉強が不安だった」と回答した中学生が73.2%、「勉強が難しくなる」と回答した小学4～6年生が59.5%となっており、中学進学に際して、勉強に関する不安が最も大きいことがわかりました。

そこで、これまでの交流活動を充実させながら、研究グループや大泉桜学園における取組とその成果を生かして、学習指導上の連携を進めていく必要があります。平成22年度に作成した「小中一貫教育資料」が主に領域（道徳、総合的な学習の時間、特別活動など）における教育課題に着目したものであることから、教育課程の多くの部分を占める各教科について、9年間を見通したカリキュラムが求められています。この教科カリキュラムは、小中学校の施設が離れているなかで、小学校と中学校が共通の考え方のもとに児童・生徒を指導するために、必要な仕組みのひとつとなります。

② 練馬区の小中一貫教育の考え方と具体的な取組

(1) 小中一貫教育のめざすものと取組の方向

① めざすもの

小中学校の教員における学力観や指導観、児童・生徒観の違いについて共通理解を図り、9年間を見通した教育課程のもとで実施する教育活動により、次のことをめざします。

ア 授業改善による、学力や体力の向上

⇒ 一人一人の個性や能力を伸ばします

イ 連携指導による、豊かな人間性や社会性の育成

⇒ 規範意識や道徳性を育てます

ウ 滑らかな接続による、安定した学校生活

⇒ 不登校や問題行動を減らし、中1ギャップを解消します

② 取組の方向

ア 学習指導要領に準拠して、児童・生徒の状況や地域特性に応じた、義務教育9年間を見通した教育課程を編成・実施します。

イ 義務教育9年間の3期のまとまり（Ⅰ期：小学1～4年 具体的な物を通して考える時期、Ⅱ期：小学5～中学1年 論理的・抽象的思考へ移行する時期、Ⅲ期：中学2・3年 論理的・抽象的な思考を着実に行う時期）で捉え、それぞれの時期に応じた「学び」を進めます。

ウ 小学校から中学校へ進学する際の段差（学習内容や指導方法の違い）を緩やかにします。

エ 幅広い異年齢集団活動や、他者や地域社会と積極的に関わる体験的・実践的な活動をとおして自己肯定感を高め、自分の生き方を考えさせます。

オ 小中学校の教員の相互理解を深め、相互協力関係を構築していきます。

カ 地域社会と連携し、地域の特性を生かした特色ある教育活動を進めます。

(2) 具体的な取組

① 連続性・系統性のある教育課程

小中学校9年間の4年（小学1～4年）、3年（小学5年～中学1年）、2年（中学2・3年）の3期のまとまりで捉えて、各発達段階に応じた指導を行います。

ア 教科における課題改善カリキュラムの作成・実施・活用

連携する小中学校の教員が、目の前の児童・生徒の課題について話し合い、その

課題を改善するためのカリキュラムを共同作業で作成し、実施します。課題改善カリキュラムの作成にあたっては、練馬区教育委員会で作成した練馬区小中一貫教育カリキュラム基準（案）を参照しながら、各小中学校の子供たちの課題に応じて、独自に作成していきます。他の学校で課題改善カリキュラムが作成された際の視点や考え方を活用することにより、自校における児童の課題改善につなげていくことも可能です。

イ 「小中一貫教育資料」の活用

「小中一貫教育資料」は、9年間にわたる一貫した指導資料として、学習指導要領に準拠しながら、練馬区の児童・生徒を踏まえた「表現力の育成」「心の教育の推進」「体力の向上」「キャリア教育の推進」の4つの教育課題に着目して作成されたものです。各小中学校が「道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」などの年間指導計画に「小中一貫教育資料」に示された指導プランを位置付け、活用していきます。

ウ 指導方法における連携

ノート、板書、授業規律、話し合いの進め方などについて、連携する小中学校が一貫して指導することで、小中学校の教員が意図的に指導方法に一貫性をもたせるようにしていきます。

エ 特別支援教育における連携

特別な支援を要する児童・生徒にとって、小学校での支援（指導方法）や障害に応じた個別指導計画等が確実に中学校へ引き継がれないと、支援が途切れてしまい、不登校や問題行動などが表れやすくなります。児童・生徒に関する情報を伝達するだけでなく、実際に授業を受けている様子を見学したり、小中学校の教員が支援方法や家庭との連携状況について協議したりするなどの取組も必要となります。こうしたことを踏まえ、小中学校の特別支援学級の教育課程においても個々の児童・生徒の9年間の継続性に配慮した編成が求められます。特別支援学級に在籍する児童・生徒だけでなく、通常学級に通いながら支援を要する児童・生徒についても、小学校から中学校へと支援が継続するような配慮が重要です。

② 児童・生徒の計画的・継続的な交流

ア 異年齢集団活動（小中学校合同行事など）

リトルティーチャー（中学生による小学生への学習支援）、読み聞かせ、部活動体験、合同クリーン運動や運動会・文化祭参加など、さまざまな児童・生徒の交流が行われています。今後も、幅広い異年齢集団活動を継続していきます。

イ 小学校同士の交流活動

小中一貫教育においては、小学校と中学校というタテの連携だけでなく、同じ中

学校区内にある小学校同士というヨコの連携も必要です。子供たちが小学校卒業後に同じ中学校へ進学することを考慮して、小学校段階での指導方法を合わせたり、総合的な学習の時間で同じ課題に取り組むなどの工夫をしていきます。

③ 教員の計画的・継続的な交流

ア 生活指導上・学習指導上の情報交換・協議

小中一貫教育を進めていくためには、まず小中学校の教員が話をする機会を増やすことが重要です。校区別協議会や相互の授業参観、研修会などの機会に、小中学校の教員が生活指導上および学習指導上の情報交換・協議をしていきます。

イ 授業研究

小中学校の教員が互いの授業を見合いながら、教材研究や学習指導案作成などについて意見交換を行います。

ウ 小中学校教員の相互協力による指導（乗り入れ授業など）

中学校の教員が小学生を教えたり、小学校の教員が中学生を教えたりする乗り入れ授業については、現状では、自校での授業を空けることになるため、定期考査の期間中などに行われています。人的な体制など条件が整う場合には、教員の交流を増やしていくことを検討していきます。

④ 連携を進めるための学校運営

ア 推進組織の設置

上記①から③の取組を実施していくためには、学校運営における連携が欠かせません。校長・副校長同士の相互理解だけでなく、小中学校の教員全員が組織的に連携できるような仕組みが必要です。

イ 小中連携推進教員（連携クリエイター）の選任

推進組織には、連携を進める核となる「小中連携推進教員」を置きます。先行自治体では、小中一貫教育を進める中学校に「小中一貫教育推進主任」「小中一貫コーディネーター」といった名称で配置し、推進組織の会議の事務局や、小中合同研修会の運営、乗り入れ授業の準備、児童・生徒の交流の日程調整や実施計画の作成などの役割を担っています。練馬区では、単なる調整役としてだけでなく、義務教育9年間を見通した新たな教育を創造していくという意味で「連携クリエイター」という呼称として、小中連携推進教員を設けます。

ウ 小中合同研修会

小中学校の教員が一緒に勉強する合同研修会では、教科や教育課題、生活指導上の問題など、さまざまなテーマで実施していきます。学識経験者から連携を進めるための助言を受ける機会にもなります。

エ 教育目標の系統性、校務分掌組織の共通化

小学校と中学校の教育目標を合わせて系統性をもたせたり、校務分掌組織を一致させて連携を取りやすくしたりするなど工夫していきます。

オ 時間割編成（生活時程）の工夫

小中学校の交流を進めやすくするため、1時間目や5時間目の始まるの時間をそろえるなど時間割編成を工夫していきます。

カ 小学校高学年からの一部教科担任制の導入

学級担任制の小学校において、他クラスの担任と教科の一部を分担して指導することで、一部教科担任制を導入することが考えられます。

(3) 期待される効果

上記のように小中学校が連携・協力して、9年間を見通した教育を進めることで、児童・生徒の良さの伸長と課題の改善が図られ、一人一人の学力や体力の定着・向上が期待できます。支援を要する児童・生徒についても、小中学校の教員がそれぞれの特性を理解することで、望ましい学習環境が維持され、同様の効果が得られます。

また、計画的・継続的な幅広い異年齢集団活動により、中学生に思いやりの心が育まれ、小学生が中学生にあこがれるなど、豊かな人間性や社会性を育成する効果が期待できます。

教員の計画的・継続的な交流によって、小学校と中学校との学力観や指導観、児童・生徒観の違いについての共通理解や、相互協力関係が進み、児童・生徒の学力や体力の向上等の高い教育効果をあげることが期待できます。

学校運営の面では、組織の設置や仕組みづくりにより、小中学校の教員が連携・協力を進めやすくなり、取組体制を強化できます。

